

高松市監査委員告示第14号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

工事監査（随時監査）の結果に基づく措置通知について

第1 平成24年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

多肥上町口径700, 900mm配水管布設工事について

| | |
|---|--|
| 対象部局 | 上下水道局水道整備課 |
| 措置通知日 | 平成25年3月15日 |
| 【意見を付された事項】 | 【措置された内容】 |
| 工事の施工管理および監督について 工事金額の換算値に基づく精緻な工程表の作成は、適正な工程管理を行うために必要不可欠なものであるが、工程表に示された各月の予定出来高の根拠として換算率が反映されていることが確認できなかったため、各工種の全体金額に占める割合に基づく換算率を明記した工程表を作成するよう指導されたい。 また、効率的で効果的な工事の管理・監督を実施していくために、施工順序を踏まえながら現地の状況を十分に把握し、精緻な内容の施工計画書の提出を求めるなど、発注者としての適切な指導に取り組まれたい。 | 施工計画書内における換算率を明記した工程表の作成については、工事技術調査日以降の水道整備課内工事から、換算率を明記した工程表を作成するよう指導し、提出させるよう改めた。 また、精緻な内容の施工計画書の作成については、工事技術調査日以降の水道整備課内工事から、現地状況を把握し工事内容に応じた精緻な施工計画書を作成するよう指導し、提出させるよう改めた。 |

| | |
|---|--|
| <p>設計・事前調査等について</p> <p>工事の着工に際し、官公署等と必要な協議を実施しており、それらの記録についても、おおむね文書として保存されているが、一部確認できないものが見受けられたので、今後は漏れなく記録・保存するよう努められたい。</p> | <p>工事の着工に際し、官公署等との必要な協議録が一部見受けられなかったことについては、その都度、関係官公署等との協議録を作成・保存することとした。</p> |
|---|--|

仏生山処理分区污水管工事（4工区）について

| | |
|--|--|
| <p>対 象 部 局</p> | <p>上下水道局下水道整備課</p> |
| <p>措 置 通 知 日</p> | <p>平成25年3月15日</p> |
| <p>【意見を付された事項】</p> | <p>【措置された内容】</p> |
| <p>工事の施工管理および監督について</p> <p>工事金額の換算値に基づく精緻な工程表の作成は、適正な工程管理を行うために必要不可欠なものであるが、工程表に示された各月の予定出来高の根拠として換算率が反映されていることが確認できなかったため、各工種の全体金額に占める割合に基づく換算率を明記した工程表を作成するよう指導されたい。</p> <p>また、効率的で効果的な工事の管理・監督を実施していくために、施工順序を踏まえながら現地の状況を十分に把握し、精緻な内容の施工計画書の提出を求めるなど、発注者としての適切な指導に取り組まれたい。</p> | <p>施工計画書内における換算率を明記した工程表の作成については、直ちに施工業者に修正を指示し、提出させた。</p> <p>また、現地の状況を十分に把握した精緻な内容の施工計画書についても、当該工事現場の状況を踏まえて特に留意すべき内容を追加項目として記載するよう指示し、提出させた。</p> |